特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

連盟役員行動規範

（目的）

第１条　連盟役員行動規範（以下「本規範」という。）は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）の役員（以下「本連盟役員」という。）が、パラ・パワーリフティングスポーツの向上と発展に貢献するために、本連盟役員としての誇りと自覚と責任を持って行動し、パラ・パワーリフティング競技の健全な普及・発展に寄与することを目的とする。

（規範の遵守及びその内容）

第２条　本連盟役員は、役員就任時に以下の内容を理解の上、承認し、これを遵守しなければならない。

（１）　多くの国民やボランティアの支援を得ている事及び常に社会から注視されている事を自覚し、パラ・パワーリフティング競技の牽引者としての行動すること。

（２）　本連盟の定款、本規範及び本連盟の諸規程、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、ワールドパラパワーリフティング等の諸規則のほか、本連盟、国際パラリンピック委員会の指示、命令、裁定等を遵守すること。

（３）　競技会等活動に関わるとき以外の日常生活においても、関係する法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとり、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆、さらには他の者による違反行為を黙認しないこと。

（４）　反社会的勢力や団体とは一切関係をもたないこと。

（５）　アンチドーピング手続きを始め、大会への参加規則、競技ルール、登録などの知識及び事務手続きの知識等の理解に努めること。

（６）　合宿、練習会、ミーティング、記者会見、壮行会、その他連盟活動及び行事（以下「行事」という。）に参加すること。

（７）　競技会に於いて、本連盟及び本連盟の加盟団体、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会若しくは日本代表選手団からの要請があったときは、指定の衣服等を着用すること。

（８）　違法行為、又は本連盟登録選手、役員等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する行為や発言（SNS 等を利用する場合も含む。）をしないこと。

（９）　過度な身体装飾、常識の範囲を超えるような喫煙、飲酒は慎むこと。

（１０）その他、行事参加時においては、定められた行動規範を遵守すること。

（海外遠征における行動規範）

第３条　海外遠征を行うすべての役員は、連盟に出国日と帰国日を届け出て、日程が変更になった場合は必ず理由書を添えて連盟に届け出ること。

（違反行為に対する処分）

第４条　第２条及び第３条に違反した場合の処分は、別途処分規程に定める。

（処分に対する不服申立て）

第５条　処分に対する不服申立ては、別途処分規程に定める。

（本規程の変更）

第６条　本規程は、本連盟の理事会の決議によって、いつでも変更することができる。

（附則）

本規定は、2021 年 10 月 23 日より施行する。